

## 茨木市駅前周辺整備連絡会議設置要綱

### (設置)

第1 本市の駅前周辺整備の円滑な事業推進が図られるよう庁内関係各課との必要な検討及び調整等を行うため、茨木市駅前周辺整備連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 駅前周辺整備に関する情報の収集に関すること。
- (2) 駅前周辺整備に関する庁内関係各課間の総合調整に関すること。
- (3) 駅前周辺整備に関する調査研究に関すること。
- (4) その他駅前周辺整備に関すること。

### (組織)

第3 連絡会議は、都市活力部長の職にある者を会長、建設部長の職にある者を副会長とし、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 連絡会議に、第2の所掌事務に関する情報交換及び協議を行うため、幹事会を置く。
- 3 幹事会は、まちなか整備課長の職にある者を幹事長、都市政策課長の職にある者を副幹事長とし、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

### (会議等)

第4 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長が必要と認めたときは、当該連絡会議の付議事項に関連する委員のみを出席させ、連絡会議を開催することができる。
- 4 委員が連絡会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 幹事が幹事会に出席できないときは、当該幹事の指名する職員を代理幹事として出席させることができる。

### (意見の聴取)

第5 会長は、連絡会議の運営上必要と認めたときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

2 幹事長は、幹事会の運営上必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 連絡会議の事務局は、都市活力部に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

## 別表第1

総務部長 危機管理監 企画財政部長 共創文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成部長 暮らし産業環境部長 都市活力部長 建設部長 教育委員会教育 教育総務部長 水道部長 消防長 危機管理課長 政策企画課長 財政課長 まち 魅力発信課長 地域コミュニティ課長 共創推進課長 文化振興課長 スポーツ 推進課長 地域福祉課長 医療政策課長 こども政策課長 保育幼稚園総務課長 保育幼稚園事業課長 産業振興課長 市民生活相談課長 環境政策課長 環境事 業課長 都市政策課長 居住政策課長 審査指導課長 建築調整課長 まちなか 整備課長 建設管理課長 交通政策課長 道路課長 公園緑地課長 下水道施設 課長 教育委員会教育政策課長 同社会教育振興課長 同歴史文化財課長 同中 中央図書館長 水道部工務課長 消防本部予防課長
---

## 別表第2

政策企画課長 財政課長 産業振興課長 都市政策課長 居住政策課長 審査指 導課長 まちなか整備課長 建設管理課長 交通政策課長 道路課長 公園緑地 課長
--